

# 平成 28 年度第 1 回三重県社会福祉審議会 議事概要

日時：平成 28 年 7 月 11 日（月）13：30～15：00

場所：三重県合同ビル 3 階 G 3 0 1 会議室

## 【出席委員（敬称略） 13 名】

渥美秀人、井村正勝、片山眞洋、木下美佐子、久留原進、小島智子、佐藤ゆかり、中野喜美、西宮勝子、平松俊範、藤谷俊文、南出光章、宮本佳宥

## 【報告事項】

### （1）民生委員・児童委員の一斉改選について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

特になし。

### （2）三重県障がい者差別解消支援協議会の設置について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○井村委員長

合理的配慮に統一した基準はあるのか。

○事務局（栗原次長）

一律の基準は難しいが、国が指針やガイドラインを示しており、そういうものを参考にしながら、事案に応じて個別具体的に対応を検討することとなる。

○中野委員

自閉症の理解を求めてという講演会を、今年で 29 回目になるが、毎年開催している。今年初めて、聴こえの部分で障がいのある方から、できれば要約筆記をお願いしたいという連絡をいただいたが、ノウハウを持った者がいないので、費用が必要になっている。私どもは自主団体であり、無料で講演会を開催しているが、ご本人に費用を一部ご負担いただけないか等、どうしようか考えている。私どもも合理的配慮ができずに申し訳なく思う。そのような場合の行政からの支援や援助はないのか。

○事務局（栗原次長）

障害者差別解消法の関係から申し上げると、NPOも含めて民間事業者には合理的配慮の努力義務が課されているが、できる範囲での合理的配慮の努力義務であるので、要約筆記をしないからといって法違反になるわけではない。

そういった大前提はあるが、やはりできるだけ配慮していただけるとありがたい。

費用については、助成金という形かどうかはわからないが、市町の方で例えば要約筆記者の派遣事業を行っている場合もあるので、市町にご相談いただくのも一つの方法である。

また、個人の費用負担については、個別ケースに応じて、ご本人と相談して解決していくのも一つの方法である。

○中野委員

私たちは、三重県自閉症協会として、市町単位ではなく、県全体の事業として行っているが、そのような場合はどうすればいいのか。

○事務局（栗原次長）

記述筆記を依頼されたご本人の在住の市町に利用できる制度を確認いただくことも考えられる。

○木下委員

まさしく制度が始まったところであり、ボランティアの団体やワークショップで機会があるごとに、努力義務とか法的義務とかそれに伴う合理的配慮について、初歩的なことから学んでいる。行政は法的義務で、民間事業者は努力義務であると謳われているが、障がい者差別解消支援協議会委員の中に県議会議員は入らないのか。議会には、努力義務も法的義務も謳われていないが、日常的に非常に私たちに関係する組織なので、三重県としての協議会の委員の中に県議会議員は入っていないのか。

○事務局（栗原次長）

障がい者差別解消支援協議会の委員については、いろいろ検討したが、県議会議員は入っていただかないということにしている。議会は議会という場で議論する機会があるので、そういった場で障害者差別解消法について議論していただくこともあるし、三重県の障がい者差別解消支援協議会の動きも、しっかりと県議会に報告し、情報共有しながら進めていきたいと考えている。

○小島委員

私どもは住民の代表として、まず知ることが大事で、そこで何が課題になっていて、何を話し合っていくべきかをつかんでいかなければと考えている。

これからの課題でもあるので、いろいろやり取りしながら取り組んでいきたいが、議員がそれぞれ障がい者差別解消支援協議会委員とやり取りをすれば、もっと直接的で大きな声が聴けると思う。この協議会の状況について報告いただき、健康福祉常任委員会の委員にも情報共有していきたいと思う。

○南出委員

障がい者差別解消支援協議会は、法律としては、障がいの有無による差別を無くし、障がい者の自立・社会参画を進めていくものだと思うが、障がい者の中にも、身体的な方や精神的な方、聴覚的な方、視覚的な方などがみえると思うが、理学療法士の立場から見ると、身体的な部分は外からは捉えることができない部分があり、本人ができることできないことをある程度しっかり見ていく必要があるのではと思う。

その部分で理学療法士会としても手伝えることがあれば、お声かけいただきたいと思う。

○渥美委員

県域では、このような協議会が設置されるが、具体的な事例は市町で起きていると思うので、市町との連携は重要であり、市町でもこのような協議会を設置する予定はあるのか。

○事務局（栗原次長）

法律上は自治体となっているので、市町の方でも設置することができる協議会であり、まだ具体的に設置したという話は聞いていないが、設置を検討している市町があるとも聞いている。市町の方で協議会ができない場合は、県の方で対応することになると思うが、市町が設置した場合は連携しながら進めていく。

いずれにしても、県として設置する協議会は、県域全体をしっかりとカバーして、ネットワークを作っていきたい。県の協議会の中にも、名張市に委員として参加していただいているので、そういった視点も含めて、しっかりとしたネットワークを構築していきたい。

**（３）三重県手話言語条例について**

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○佐藤委員

先日、男女共同参画連携映画祭を桑名で開催した際、手話通訳の方にお世話になり要約筆記と手話通訳を行ってもらったが、字幕が付いて来場者から非常にわかりやすかったという意見をいただいた。早口にあわせて手話をしていたのは、本当に大変だったと思う。

三重県手話言語条例（概要）の基本的施策の中に手話通訳を行う人材の育成等とあるが、育成だけでなく、専門的知識・技術を持った方に対する仕事に見合った十分な報酬にしていきたいということと、表現に伴う腱鞘炎等に対する労災に対しても保障ができるような形にしていきたい。

先ほどの要約筆記の説明の際に、市町の事業だという話があったが、県からも市町に対して、このことをしっかりと働きかけることをお願いしたい。

#### ○事務局（栗原次長）

手話通訳者の方の賃金や労働環境の整備は、我々が一義的に取り組むのは難しいが、大切な部分であるので、機会を捉えて、関係部局に対し、しっかりと伝えていきたい。

先ほど障がい者差別解消支援協議会の質疑において、市町の部分に偏って要約筆記の話をしたが、三重県では聴覚障害者支援センターを設けており、指定管理で運営しているが、コミュニケーション支援ということで、手話通訳者や要約筆記者の養成や派遣等を行っているの、そちらの方にもご相談いただきたい。

#### ○小島委員

手話言語条例の条例検討会の委員に入らせてもらっていたが、手話言語条例は全国では鳥取、群馬、神奈川、三重県の中では松阪市、伊勢市で既に制定されており、いろいろな所で話を聞かせてもらう機会があった。

しっかりと手話通訳者を育成していかないと、若い方が少ないのでどんどん高齢化が進み、私たちは声を失います、という当事者の方の声も聴いている。条例はそこまで謳っていないし、計画の中にも報酬・労災について入れ込んでいるところはなかなか無い。これから進めていく中で具体的にどうしていくかを考える必要がある。県議会としては、条例に基づく計画がどのようなものになっていくのか、具体性を持ってしっかりとチェックしていきたい。

#### ○木下委員

最近2回ほど聴覚障がいの団体の方に来ていただき、県の聴覚障害者支援センターにも相談させていただいたが、ボランティア団体として実施しているのでとても高額で、要約筆記をお願いして、情報保障をする余裕がない。

今回は講師の善意があり、たまたま参加者の中に要約筆記の方が参加していて、辛うじてなんとか凌いだが、仮に我々の団体に要約筆記者がいたとしても、支払える金額ではないので、参加希望の人たちを配慮しないという形

になり、結果としてやむを得ず排除してしまっている現実があるので、考えていただきたい。

○事務局（栗原次長）

障害者差別解消法と三重県手話言語条例ができたことで、大きな流れができてきていると思う。三重県聴覚障害者支援センターについては、予算の話があり、どこまでできるのか難しい部分もあるが、今回、計画を作るということもあり、法律と条例の流れをふまえて、この分野の取組についてしっかりと充実・強化させていきたい。

○井村委員長

資料の県の責務において、教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進とあるが、例えば、小学校とか中学校とかの教育の現場で教えるということも含んでいるのか。

○事務局（栗原次長）

教育活動については、学校等での活動も含まれている。

○井村委員長

カリキュラムの中に入れるということか。

○事務局（栗原次長）

カリキュラムの中に手話を入れる規定はないが、手話学習会や手話教育のほか、様々な部分でしっかり広報普及活動を行っていきたい。

○井村委員長

こんにち等は等のあいさつの簡単な部分で良いので、学校の先生が手話を使えると、子どもたちの意識が違ってくると思う。

○事務局（栗原次長）

条例の中の基本的な施策に、手話の普及等という部分があり、「県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。」とあり、関係する部分は取組に出てくると思われる。

○渥美委員

鈴鹿では、総合学習の中に学校の方から依頼を受けて、鈴鹿の手話のグループや聴覚障害者の団体の方にご協力いただき、出前学習等を行っている。

鈴鹿だけではなく、県下の小中学校で、団体と協力し合い、手話の入口の

部分を体験していただく講座が各地で行われているかと思う。

#### (4) 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○佐藤委員

重点的な取組1「ライフプラン教育の推進」の部分で、妊娠や出産等に関する医学的に正しい情報を提供するとあるが、等の中に、避妊とか中絶、生む権利、生まない権利といったことも含まれているのか。

やはり、若い時に赤ちゃんができると、生む側にとっても、生まれてくる側にとっても、非常にリスクが高く、ライフプランという観点から見ても望まれることではないと思うので、妊娠・出産以外のことについても、しっかりと教育・情報提供しているのかを教えてください。

また、重点的な取組8「男性の育児参画推進」のモニタリング指標で、男性の家事・育児時間が45分となっているが、総務省の社会生活基本調査を調べると、45分になる数字が2つあり、1つは男性全体の家事・育児だけでなく、介護・看護・買い物の合計時間、いわゆる家事関連時間であるが、それを合計すると45分になる。趣味の買い物等も含まれていると思ってしまうが、全国平均が42分なので、この数字よりは高い結果である。その場合の家事と育児の時間は25分となり、全国平均の23分より多くなる。

もう1つの45分という数字は、一番下の子が就学前の世帯の父親の時間で、家事と育児の時間が45分になる。育児世代に特化した世代になるので、当然高くなってくると思うが、全国平均が48分となっている。

重点的な取組8のモニタリング指標で45分という時間はどちらを指しているのか、もし後者の数値であれば、喜ぶような数値ではないと思う。

○事務局（中澤課長）

ライフプランの関係であるが、教育の中の妊娠・出産等に関する医学的に正しい知識は、女の子の身体のこと、男の子の身体のこと、卵子・精子の老化のことに加えて、子宮や卵巣の病気のこと、いろいろな性情報に惑わされることなく、何が正しい情報なのかを判断できるようにする、相手の気持ちを考える、性衝動に任せた行動をすることで望まない妊娠に繋がったり、性感染症にかかったりするようなことを伝え、相手の気持ちを考え、衝動に任せず行動することを産科の先生に学校訪問等を行っていただき、生徒に教えてもらっている。

○事務局（辻上課長）

モニタリング指標については、手元の資料の中には、家事・育児の時間と

しか記載がないので、詳細については改めて確認させていただく。

○佐藤委員

ライフプラン教育について、実際の現場で話を聞いていると、やはりちょっと引いている感じがする。現状をふまえると、子どもたちのことを考えてもっと踏み込んだことをしないと、悲しむ子どもが出てきてしまうと思うので、避妊や中絶に対してもしっかりと教育していただきたい。

○事務局（中澤課長）

現場で、特に中学校であると、生徒の学習指導要領等の中に規定があるわけではないので、どこまで教えるかについての線引きの基準について、厳しい意見もある。

いずれにしても、子どもたちに正しい情報を伝えることが重要であるので、しっかり取り組んでいきたい。

○井村委員長

事務局の説明の中で、取組が進んだというようにあるが、進んだらまた別の目標を設定するということがあったがどうか。

○事務局（福井次長）

重点的な取組の4「不妊に悩む家族への支援」において、当初の目標が独自の不妊治療の助成に取り組む市町数を設定していたが、前倒しで進んだと判断し、重点目標について、新しいものというわけではないが、県独自の不妊治療助成事業に取り組む市町数に変更するというような形で説明をさせていただいた。

重点的な取組は14あり、1つの目標は達成したが、やはり取組自体は重要なものなので、続けていかなければならないと考え、目標項目を独自のものに変えたうえで、31年度の達成をめざして取り組んでいきたい。

○井村委員長

目標を達成したものはそれで良いのではと考えたので確認させてもらった。

**その他**

<質問・意見>

○渥美委員

民生委員・児童委員の一斉改選について、現在も民生委員の定員割れをしている市町が結構ある。

民生委員は、地域の立場からいろいろな事業を推進していただいております。

地域包括ケアシステムとか高齢者の支援についても重要な役割を果たしているし、これからも求められると思う。

今回、若干の増員にもなっているが、民生委員が改選で確保できるかが不安であるがどうか。

○事務局（磯田課長）

民生委員の現在の定数は、4, 135名、平成28年3月末現在で、56名の方が欠員となり、充足率としては、98.6%となっている。

今回市町の要望もあり、地域の状況等あわせて、58名を増員することとしている。民生委員のなり手不足は、情報としては把握しているが、市町・自治会等を通じて推薦をいただく際には、市町の実情にあわせて今回改正をさせていただくというように考えている。定数を確保していかないと民生委員の地域の相談役という業務を果たしていけないと考えているので、市町から要請のあった、4, 193人の定数の確保をお願いしていきたい。

○宮本委員

民生委員の年齢の上限が75歳となっているが、ある県では3年延長して78歳までにしたという話も聞いたがどうか。

○事務局（磯田課長）

三重県民生委員・児童委員選任要領は国のものを参考にしてはいるが、選任要領では民生委員・児童委員については75歳未満の方を、主任児童委員については、55歳未満の方としている。しかし、これも選任要領に記載しているが、活動が十分できる方については、未満でなければならないわけではない。

民生委員審査専門分科会では、資格審査ということで、75歳を越えた方を中心に名簿や推薦調書等を市町から出してもらい、活動いただける方かどうか審査していく予定である。

○宮本委員

自治会長も1年で変わるところがあり、探したくてもなかなか候補が見つからない現状は課題となっている。

～終了～